

特定非営利活動法人 すぷ〜ん定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 すぷ〜ん（以下法人という）という。

ただし、登記上の名称は特定非営利活動法人すぷ〜んとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を香川県木田郡三木町大字井戸 2394 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童・障害者に対し多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し地域の社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

①障害福祉サービス事業

②児童・障害者支援事業

③その他目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人

(2) その他の会員 この定款に定める事業を援助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 児童・障害者の生活支援に理解のある者

(2) 児童・障害者本人及びその家族

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(会費及び拠出金品)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、団体にあつては消滅したとき。

(2) 正会員が正当な理由なく年会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会を議決したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

3 前項の役職者のほか理事会の決議に基づき、理事のうち1人を常務理事に選任することができる。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の常務を分担して処理する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 役員のうち常勤又はそれに準ずる役員は理事会の議決により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。

2 前項の有給の役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第5章 顧問

第18条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。

3 顧問は理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第6章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。)その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第24条及び第25条の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事長は前項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事等)

第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決する。

6 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及び議事録署名人1人

以上が、署名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とすることができる。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(決算及び事業報告)

第39条 収支決算は、事業年度終了後3カ月以内に、事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、香川県に譲渡するものとする。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は理事長が任免する。

4 理事は事務局長若しくは職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第12章 公告の方法及びその他

(公告)

第46条 この法人の公告は、官報においてこれを行う。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 芳岡 一美
副理事長 吉村 啓子
理事 末包 亮介
監事 西池 陽一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日とする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日とする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

正会員 年会費 10,000円

附則

この定款は、香川県知事の認証の日（平成19年8月6日）から施行する。